

令和4年第1回臨時会

古平町議会会議録

第1回古平町議会臨時会 第1号

令和4年1月21日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 指定管理料等請求事件の指定管理料を定め一部和解することについて
- 5 議案第 2号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第9号）
- 6 議案第 3号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（9名）

議長10番	堀	清	君	2番	逢見	輝	続	君			
3番	真	貝	政	昭	君	4番	寶	福	勝	哉	君
5番	梅	野	史	朗	君	6番	高	野	俊	和	君
7番	岩	間	修	身	君	8番	山	口	明	生	君
9番	工	藤	澄	男	君						

○欠席議員（1名）

1番 木村 輔 宏 君

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君			
副町	長	奥	山		均	君			
教	育	長	三	浦	史	洋	君		
総務課	長	細	川	正	善	君			
町民課	長	五十	嵐	満	美	君			
保健福祉課	長	和	泉	康	子	君			
産業課	長	岩	戸	真	二	君			
建設水道課	長	高	野	龍	治	君			
会	計	管	理	者	関	口	央	昌	君
教育次	長	本	間	克	昭	君			
総務係	主	査	人	見	完	至	君		
財政係	主	査	湯	浅		学	君		

○出席事務局職員

事務局 長	白 岩	豊 君
議事係 長	澤 口 達	真 君

開会 午前 9時55分

○議会事務局長（白岩 豊君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます
ただいま議員9名が出席されております。1番、木村議員につきましては入院中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和4年第1回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番、寶福議員及び5番、梅野議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月21日の1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1月21日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和3年度12月分例月出納検査結果、令和3年北後志消防組合議会第2回臨時会議決結果、令和3年北後志衛生施設組合議会第1回臨時会議決結果の3件でございます。内容についてはお手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第1号 指定管理料等請求事件の指定管理料を定め一部和解

することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第1号 指定管理料等請求事件の指定管理料を定め一部和解することについて提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成30年度まで町立診療所の指定管理者であった医療法人恵尚会と係争中の令和2年（ワ）第309号指定管理料等請求事件について、平成30年度の指定管理料の額を定めて一部和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。まず、訴訟の概要と経過をご説明いたしますので、A4、1枚物の説明資料を御覧ください。今回の請求事件の原告は恵尚会で、被告は古平町です。

提訴内容としては、平成30年指定管理料の未精算額の請求として521万5,000円、指定期間を5年から3年に変更したことに伴う費用請求として534万145円を請求されております。今回議決いただきたいのは指定管理料の未精算額について裁判所から和解案が示されたので、その部分についてでございます。説明につきましては、関連がございますので、未精算額と指定期間変更に伴う費用請求のどちらもいたしますが、議決をいただくのは指定管理料の未精算額部分でございます。未精算額部分の請求されている金額の積算内容といたしましては、平成30年指定管理に係る支出総額1億6,789万9,000円でございます。そこから町立診療所の収入が8,468万4,000円ありましたので、差引きうろこの8,321万5,000円が平成30年の収支不足となります。そこから古平町で既に支払った第1から第3四半期の指定管理料が5,389万円、それと地域医療確保対策分として2,411万円を既に支払ってございますので、それを差し引いたうろこの521万5,000円が未精算額として請求されているというところでございます。指定変更に伴う費用といたしましては、複合機のリース取消しで92万8,800円、タウンページ掲載取消し料17万424円、マグネットデザイン変更3,240円、有床施設のリネン解約で84万2,881円、ショートステイに使用する車両の残リース料として339万4,800円の計534万145円が請求されているところでございます。これに対しまして、古平町としては未精算額部分については医師給与の二重計上があるなど請求内容の精査をしてこれまで争ってきたところでございます。指定期間の変更に伴う費用につきましても全面否定をして現在係争中でございます。

次に、経過説明いたします。まず、そもそもご承知のとおり今回の件につきましては、古平町が令和元年11月5日に平成30年の指定管理料の精算額が155万2,000円を超えて存在しない旨を提訴したところから始まってございます。この155万2,000円につきましては、平成30年の当初に年度協定書として年間の指定管理料を5,544万2,000円として恵尚会と契約締結したところでございます。そこから既に支払った第1から第3四半期分の5,389万円を差し引いた残りの155万2,000円、これ以上存在しないということで提訴したところでございます。その後令和2年の3月17日に先ほどご説明した内容で恵尚会が提訴してきましたので、令和2年3月24日に裁判所より古平町の提訴の内容を確認する利益つまり必要がなくなったので、却下するという判決が出されたところであります。そこから原告と被告で主張と反論を繰り返し、16回の期日を重ね、令和4年1月14日、裁判所より未精算額部分につきまして和解条項が示され、双方おおむね了解したので、令和4年1月27日の第17回期日で一部和解をする予定でございます。そのために本日議決をいただきたいというところでございます。

それでは、和解内容につきまして議案の中段の2、和解条項を朗読いたしますので、議案の1ページを御覧ください。和解条項、1、被告は、原告に対し、古平町立診療所の指定管理者による管理に関する基本協定書第31条に基づく平成30年度の指定管理料（以下「平成30年度の指定管理料」という）として225万1,016円の支払い義務があることを認める。

2、被告は、原告に対し、前項の金員を令和4年2月28日限り、仙台銀行松陵支店の原告、医療法人恵尚会名義の普通預金口座、口座番号2512411に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

3、被告は、原告が平成30年6月に指定管理料で購入し占有しているパソコン、製品名、東芝ダイナブックB65/H、型番、PB65HFB11R7QD11につき、その所有権を放棄する。ただし、原告は被告に対し、前記パソコンに古平町診療所の患者の個人情報に記載されている場合は、速やかに当該情報を消去することを約束する。

4、原告は、平成30年度の指定管理料につき、その余の請求を放棄する。

5、原告及び被告は、原告と被告との間に平成30年度の指定管理料につき、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第1号 指定管理料等請求事件の指定管理料を定め一部和解することについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号ないし日程第6 議案第3号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第2号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第9号）と日程第6、議案第3号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第2号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第9号）、議案第3号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて提案理由の説明を申し上げます。

まずは議案 3 ページを御覧ください。一般会計の補正予算です。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,798 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 6,919 万 9,000 円とするものでございます。

議決事項であります歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、議案 4 ページから 7 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正によりお示ししております。

次に、8 ページを御覧ください。第 2 表、債務負担行為補正として、高齢者複合施設、いわゆるほほえみくらすです。それと地域福祉センター、あいらんど広場、パークゴルフ場です。この各施設の指定管理に関する債務負担行為を追加してございます。ほほえみくらすと地域福祉センターは、期間が令和 3 年から 6 年、限度額がそれぞれ 1,450 万円と 1,906 万 1,000 円で設定しております。パークゴルフ場は、期間が令和 3 年から 4 年、限度額が 350 万円を設定してございます。これらは全て令和 3 年度末までの指定期間で実施しておりまして、令和 4 年 4 月から新たに運営する指定管理者、令和 3 年度中に業者を募集し、契約締結するため、会計年度独立の原則の例外として債務負担行為を設定するものでございます。

ここで関連がございまして、議案 10 ページ御覧ください。介護保険サービス事業特別会計の補正予算でございます。今ご説明した地域福祉センターの管理に併せて地域福祉センターで行わなければならない必須のデイサービス事業についても指定管理者を一括で募集いたしますので、同じく債務負担行為を設定するものでございます。福祉センター同様に、期間が令和 3 年から 6 年、限度額 1 億 1,244 万 6,000 円で設定しております。今回の介護保険サービス会計の補正は、この債務負担行為の設定だけでございます。

それでは、議決をいただくため一般会計の補正予算の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第 2 号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは 4 ページ、5 ページをお開きください。款項の項ごとに説明いたします。まずは 2 款総務費、1 項総務管理費、既定の予算に 4,273 万 7,000 円を追加し、34 億 8,606 万 9,000 円とするものでございます。主なものといたしましては 18 節の住民税課税世帯臨時特別給付金でございます。これにつきましては、国の補正予算によって配分されることとなりました地方創生臨時交付金、歳入のほうで改めて出てきますが、その地方創生臨時交付金を財源として町内の課税世帯に対して 1 世帯当たり 5 万円を支給する事業でございます。コロナで疲弊している世帯を応援するための支援事業でございます。本日配付している資料を後ほど御覧ください。

続きまして、3 款民生費、1 項社会福祉費、既定の予算に 9,300 万円を追加し、8 億 1,465 万 2,000 円とするものでございます。こちらの主な内容といたしましては、18 節に計上しているとおり、住民税非課税世帯臨時特別給付金です。こちらは国からの全額補助事業で、町内の非課税世帯に対して 1 世帯当たり 10 万円を支給する事業の経費でございます。こちら先ほど説明した課税世帯と同様コロナ対策の支援事業として非課税世帯には 10 万円、併せて課税世帯には 5 万円支給する事業でございます。

続きまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、既定の予算に 225 万 2,000 円を追加し、1 億 3,096 万

5,000円とするものでございます。内容といたしましては、先ほどの議案第1号の町立診療所指定管理料過年度精算分として225万2,000円を計上してございます。

歳入に戻ります。2ページ、3ページ御覧ください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算に1億3,573万7,000円を追加し、8億6,243万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、地方創生臨時交付金4,273万7,000円を計上してございます。こちらは、先ほど説明した住民税課税世帯に対する財源でございます。この地方創生臨時交付金につきましては、先ほど国の補正予算で配分されることとなったとご説明いたしましたが、総額配分されるのは6,820万1,000円でございます。今回4,273万7,000円計上しておりまして、残りの2,546万4,000円につきましては現在コロナ対策の実施する事業を精査中でございます。3月の第1回定例会で補正の上程をさせていただきますのでご了承願います。今回は取り急ぎ町民生活を支援するため、課税世帯の5万円だけを計上させていただきました。

続きまして、17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算に200万円を追加し、6億46万8,000円とするものでございます。

それと、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に25万2,000円を追加し、6億5,521万5,000円とするものでございます。これどちらも財源調整のための予算計上でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第2号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第2号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）につい

て討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第3号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時24分

上記会議の経過は、書記
ことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違ない

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員